

2017年8月10日

有機フッ素化合物 PFOA（パーフルオロオクタン酸）の基準項目を含む 商品類型における認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

エコマークの認定基準では、繊維材料の有害物質に関する基準として有機フッ素化合物 PFOA（パーフルオロオクタン酸）について基準項目を設定している商品類型があるが、基準値の参考としたエコテックス規格 100 の最新の基準値とエコマーク基準を合わせるため、改定を行う。

2. 対象となる商品類型

- ・ No.101 「かばん・スーツケース Version1.8」
- ・ No.103 「衣服 Version3.3」
- ・ No.104 「家庭用繊維製品 Version3.3」
- ・ No.105 「工業用繊維製品 Version3.2」
- ・ No.128 「日用品 Version1.19」
- ・ No.130 「家具 Version2.1」
- ・ No.143 「靴・履物 Version1.6」

3. 部分改定箇所

※見え消し部分を削除、下線部分を追加

4. 認定の基準と証明方法 4-1.環境に関する基準と証明方法

(X)製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表 X の基準値に適合すること。

表 X 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS	1 μ g/m ² 以下	CEN/TS15968:2010	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
PFOA	乳幼児用： <u>0.1mg/kg 以下</u> その他： <u>0.25mg/kg 以下</u> <u>1μg/m² 以下</u>	ISO25101 OekoTex	
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt% 以下	EN15777:2009 厚生省告示 370 号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

4. 改定日 2017年9月1日

以上